

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

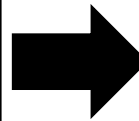
注意:10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は、新しい使用料となります。

問い合わせ=さんぎんアリーナ(松阪市総合体育館) (☎0598-26-7155)

松阪市総合体育館 施設使用料 (単位:円)

改正前

使用区分			時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用	学校	1,940	2,590	3,880	7,120
			一般	3,880	5,180	6,480	12,960
		その他		19,440	25,920	32,400	64,800
	入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	学校	3,880	5,180	6,480	12,960
			一般	7,770	10,360	12,960	25,920
		その他		47,520	62,640	77,760	155,520
		興業を直接の目的とする		116,640	155,520	194,400	388,800
	一般公開日における個人使用	中学生以下		50	50	50	
		15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160	
	トレーニング室	中学生以下		50	50	50	
15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160			
卓球室	中学生以下		50	50	50		
	15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160		
武道室	中学生以下		50	50	50		
	15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160		
会議室	平常時		860	1,080	1,290	2,700	
	冷暖房機使用の場合		別表第2の冷暖房機使用料で処理				
松阪市総合体育館年間個人使用券	中学生以下		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分2,700円				
	15歳以上(中学生を除く。)		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分8,000円				



改正後

使用区分			時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用	学校	1,980	2,640	3,960	7,260
			一般	3,960	5,280	6,600	13,200
		その他		19,800	26,400	33,000	66,000
	入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	学校	3,960	5,280	6,600	13,200
			一般	7,920	10,560	13,200	26,400
		その他		48,400	63,800	79,200	158,400
		興業を直接の目的とする		118,800	158,400	198,000	396,000
	一般公開日における個人使用	中学生以下		50	50	50	
		15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160	
	トレーニング室	中学生以下		50	50	50	
15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160			
卓球室	中学生以下		50	50	50		
	15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160		
武道室	中学生以下		50	50	50		
	15歳以上(中学生を除く。)		160	160	160		
会議室	平常時		880	1,100	1,320	2,750	
	冷暖房機使用の場合		別表第2の冷暖房機使用料で処理				
松阪市総合体育館年間個人使用券	中学生以下		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分2,700円				
	15歳以上(中学生を除く。)		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分8,000円				

- 備考
- 午前9時から午後5時まで使用の場合及び午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、それぞれ時間区分の合計額とする。
 - 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない。
 - 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 午前9時から午後9時までの間に電灯を使用した場合(個人使用の場合を除く。)の電灯使用料は、使用した時間(1時間に満たない時間は1時間とみなす。)に、競技場にあつては1,080円(ただし、備考3の場合にあつては2分の1の額とする。)、舞台にあつては430円を乗じて得た額とする。
 - 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
 - 学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
 - 体育館施設使用料合計額の10円未満は四捨五入とする。

- 備考
- 午前9時から午後5時まで使用の場合及び午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、それぞれ時間区分の合計額とする。
 - 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない。
 - 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 午前9時から午後9時までの間に電灯を使用した場合(個人使用の場合を除く。)の電灯使用料は、使用した時間(1時間に満たない時間は1時間とみなす。)に、競技場にあつては**1,100円**(ただし、備考3の場合にあつては2分の1の額とする。)、舞台にあつては**440円**を乗じて得た額とする。
 - 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
 - 学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
 - 体育館施設使用料合計額の10円未満は四捨五入とする。